

不当判決を弾劾し更なる闘いを強化・拡大する声明

7月6日、大阪地方裁判所民事第5部合議2A係(横田昌紀裁判長)は、大阪運輸所分会の大谷川公明さんが、年休の失効と違法な時季変更によって年休権が不当に侵害されたとしてJR東海(東海旅客鉄道株式会社)に対し損害賠償を求めた訴訟において、原告の請求を棄却する不当判決を下した。私たちはここに満腔の怒りをもって弾劾する。

JR東海は、新幹線の乗務員の職場(大阪第二運輸所)における勤務の決まり方において、就業規則55条に「社員の勤務は、毎月25日までに翌月分を指定する」と記載されているが、実際は乗務する5日前まで勤務を確定していない。時季指定した年休のうち、25日の勤務発表において年休として休める日もあれば、5日前まで年休として休めるのかどうか分からない日もあるのだ。JR東海においては、時季指定した年休が取れることが確定されていないのだ。また、時季指定した年休を公休・特休に指定し「時季指定がなかったものとして扱う」ことや、「仮の申し込み」などとして、憲法や労基法で保証されている労働から解放される労働者の権利を無視する取り扱いを行っている。慢性的な要員不足やあくなき効率化による労働者へのしわ寄せや安全軽視から身を休め、労働者が労働から解放され人間としての回復をするための年休が入らない、失効してしまうといった職場の声を代表する闘いとして、5年有余の私たちの闘いであった。

去る3月27日、私たちは年休裁判東京訴訟において画期的な勝利判決を勝ち取った。大阪地裁は、東京訴訟で東京地裁が認定した5日前の勤務確定の違法性と、慢性的要員不足をことごとく否定したのである。その判決を良しとしない階級的な反動が大阪地裁の不当判決として現れたのだ。私たちは、単に裁判勝利を目指すものではない。全ての労働者が働きやすい職場で、生き活きと生活できる権利を回復するために全労働者の代表として闘っている。この判決文には年休権や憲法で保証される労働者の権利には一言も触れていない。この内容は、職場における私たちの闘いの前進や、憲法を無視しながら書かれたものであることがハッキリしている。

私たちはこの間の闘いで閉ざしていた眼を開き、騙されていた権利を奪還するための闘いを全組合員で闘ってきた。そして新たな仲間を獲得したのだ。これ以上の勝利は、誰にも否定できないのだ。再度、私たちは闘いの勝利声明を高らかに宣言する。そして、新たな闘いを強化し、不当判決を粉砕する。

本日まで、多くの仲間の皆様のご協力を頂いたことに感謝を申し上げ、今後もJR総連の全国の仲間と共に、その闘いを強化・拡大することを明らかにするものである。

全国の労働者の仲間と共に、怒りをもって宣言する。

2023年7月7日

JR東海労働組合中央本部
新幹線関西地方本部